

船舶事故調査報告書

平成24年5月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年7月16日（土） 11時50分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市西脇海水浴場沖 瀬戸内市所在の蓬崎 ^{よもぎさき} 灯台から真方位232° 800m付近 （概位 北緯34° 35.6′ 東経134° 07.5）
事故調査の経過	平成23年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ^{かい} 魁、1.5トン 271-36745岡山、有限会社長谷川商店 5.96m (Lr) × 2.25m × 1.09m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成19年3月 B 水上オートバイ ^{あつみ} 敦美I世、0.1トン 271-35143岡山、個人所有 2.51m (Lr) × 1.05m × 0.43m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成14年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 32歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年12月18日 免許証交付日 平成18年12月18日 （平成23年12月17日まで有効） B 船長B 男性 32歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年9月25日 免許証交付日 平成19年5月29日 （平成24年9月24日まで有効） 同乗者B 女性 16歳 操縦免許なし
死傷者等	重傷 1人（同乗者B）
損傷	A 正船首下部に長さ10cm幅1.5cmの裂傷 B 操縦ハンドル曲損、右舷側ステップに長さ30cm及び右舷側に10cmの亀裂
事故の経過	A船は、船長A及びB船所有者ほか2人が乗船し、船長B及び同乗者Bが乗船したB船と3人が乗船した他の水上オートバイと共に、岡山県備前市所在のマリーナを発し、瀬戸内市長島に寄り、その後、西脇海水浴場に向けて航行した。

	<p>A船は、西脇海水浴場の東方沖に設置されているサカケノ鼻灯浮標を右舷に見ながら、速力約18km/hで西進していたところ、左舷後方から高速で接近してきたB船が、船首前方に向けて大きく右に変針しながら急接近し、船長Aが衝突を避けるための操船を行う間もなく、平成23年7月16日11時50分ごろ、蓬崎灯台から真方位232°800m付近において、A船の正船首下部とB船の操縦ハンドル及び右舷側とが衝突した。</p> <p>B船は、長島を出発したとき、船長Bが前部席に、同乗者Bが後部席にそれぞれ座り、船長Bが操縦してA船を追走していたが、11時48分ごろ、西脇海水浴場の砂浜が見え始めたところで停止し、船長Bと同乗者Bが互いの座席を前後に交代した。</p> <p>B船は、同乗者Bが前部席に座って操縦を始め、A船の左舷後方から20～30km/hの高速力で追走し、A船との間隔を約20m離して併走するようになった直後、進路を大きく右に転じてA船の船首前方に向かう態勢となり、操縦ハンドル及び右舷側とA船の正船首下部が衝突した。</p> <p>船長Bは、同乗者Bが操縦を始めたのち、ネットフェンスとその向こうの海水浴客の様子を見ていた。</p> <p>船長Bと同乗者Bは、衝突の衝撃で海面に投げ出され、船長Bは、頭部に軽い打撲を負い、同乗者Bは、脳挫傷及び頭蓋骨骨折の重傷を負った。</p> <p>B船は、操縦不能となり、船長Bが立ち泳ぎして押しながら浜辺にたどり着いた。</p> <p>(写真1 A船、写真2 A船損傷部、写真3 B船、写真4 B船損傷部 参照)</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好、気温 約29℃</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船の乗船者4人とB船の乗船者2人及び他の水上オートバイの乗船者3人の計9人は、互いに友人関係であった。</p> <p>船長Aは、同乗者Bが水上オートバイの操縦免許を受有していないことも、B船が同乗者Bに操縦されていることも知らなかった。</p> <p>西脇海水浴場は、海水浴の海域と水上オートバイなどの遊走が許可されている海域とが、浜辺から約130m沖に敷設されたネットフェンスで区分けされていた。</p> <p>本事故は、ネットフェンス沖側の水上オートバイなどの遊走が許可されている海域で発生した。</p> <p>B船の所有者は、船長Bと同乗者Bが、B船に乗船することを事前に承諾していたが、船長Bと同乗者Bが、途中で操縦を交代するとは思っていなかった。</p> <p>船長Bと同乗者Bは、本事故当日まで面識がなかった。</p> <p>同乗者Bは、衝突に至った状況についての記憶を失っていた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="523 1825 774 1861">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="821 1825 1066 1861">A なし、B あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1865 774 1901">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="821 1865 1066 1901">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1906 774 1942">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="821 1906 1066 1942">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1946 774 1982">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="821 1946 1445 2063">A船は、西脇海水浴場を西進中、B船が、左舷後方から接近したのちに右転し、A船の船首前方に進出したことから、何らの対応をとることがで</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A なし、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	A船は、西脇海水浴場を西進中、B船が、左舷後方から接近したのちに右転し、A船の船首前方に進出したことから、何らの対応をとることがで
乗組員等の関与	A なし、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	A船は、西脇海水浴場を西進中、B船が、左舷後方から接近したのちに右転し、A船の船首前方に進出したことから、何らの対応をとることがで								

	<p>きず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西脇海水浴場を西進中、操縦免許を有しない同乗者Bが、B船を操縦してA船の左舷後方から接近したのちに右転し、A船の船首前方に進出したことから、A船と衝突したものと考えられるが、このように操船した理由を明らかにすることはできなかった。</p> <p>同乗者Bは、操縦免許を有しないことから、B船を操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船及びB船が、西脇海水浴場沖で共に西進中、操縦免許を有しない同乗者Bが、B船を操縦してA船の左舷後方から接近したのちに右転し、A船の船首前方に進出したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの操縦者は、同乗者の操縦免許受有を確認し、同乗者が無免許であれば、水上オートバイを操縦させないこと。 ・水上オートバイの遊走を行う際には、他船との距離を十分に維持しておくこと。

写真1 A船



写真2 A船損傷部

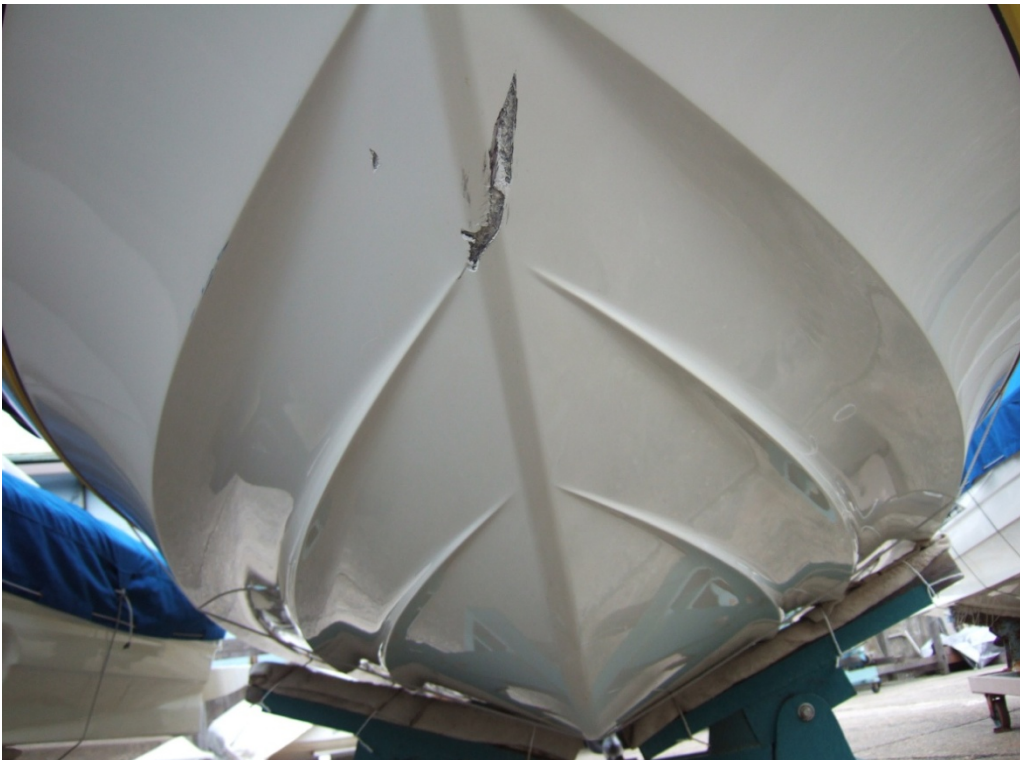


写真3 B船



写真4 B船損傷部

